決算公告(写)

銀行法第20条に基づいて、下記の決算公告を新聞紙に公告いたしました。なお、同法第21条第1項及び第2項の規定により、本決算公告を掲載しております。

<u>——</u> 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 第82期決算公告 株式会社 仙台銀行 代表取締役頭取 三 井 精 一 損 益 計 算 書 (平成14年4月1日から) (平成15年3月31日まで)(単位:百万円) 平成 15 年 6 月 28 日 貸借対照表 (平成15年3月31日現在) (単位:百万円) 金額 金額 金 額 (負債の部) (資産の部) 18.859 金金替 14,545 (12,146) (2,226) 716,342 金預けールロー 26.585 用 6,674 54,562 買 入金銭債権 2,486 1,143 682 37 1,652 銭の 3,258 金有 信 託 207 744 証 174,565 価 券 17,860 貸外そ動繰支貸 金 475,952 1,181 為資動 651 (340) 玉 替 払 27 承 諾 4,526 の 産 3,637 負債の部合計731,329 1,245 120 産産 不 産 9,881 (資本の部) 延税金資産払承諾見返 6,506 3,673 998 4,526 5,875 5,875 **5.343** 倒 引 当 金 △ 9,234 355 1,609 428 32 1,320 1,743 869 △1,456 △13 428 236 中間配当額当無此分利益 18,976 189 資 産 の 部 合 計 750,306 負債及び資本の部合計 750,306 475 |資産の部合計|750,306||負債及び資本の部合計|750,306||当期未処分利益| 475| (注)1. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価をを行い、評価差額については、試診評価差額金と制理を「再評価に係る幾延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に規定する差額は1,947百万円であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は566百万円、延滞債権額は28,223百万円、3ヵ月以上延滞債権額は220百万円、貸出条件級和債権額は5,990百万円であり、その合計額は40,100百万円であります。なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口によっております。3. 銀行法規制第19条の2第1項第3号中(10)に規定する単体目の当本比率7,71%(国内基準)4. 動産不動産の減価償却累計額3,988百万円 5. 1 株当たりの当期利益56円44銭6,979百万円であります。(備考)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。(備考)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 連 結 損 益 計 算 書 (平成14年4月1日から) (平成15年3月31日まで)(単位:百万円) 連結貸借対照表 (平成15年3月31日現在) (単位:百万円) 金額 金 額 目 額 <u>..</u> (負債の部) (資産の部) 19,015 14,660 (12,261) (2,226) 2,540 1,143 669 現金預け金コールローン及び買入手形 26,585 54,562 買 入金銭債権 37 の 託 3,258 証 価 174,511 17,881 金 471,609 27 そ動 資動 (少数株主持分) 少数株主持分 産 3,691 1,252 120 産 不 産 12,580 12.086 3繰支貸 延税金資産払承諾見返 7,497 (資本の部) 資資利 7.485 4,526 5,875 3,250 2,545 1,134 433 引当 金 △ 9,272 106 1,461 △1,456 ∆13 904 資本の部合計 17,685 資産の部合計 749,615 負債、少数株主持分及び資本の部合計 749,615 509 |資産の部合計||749,615|||負債少数株主持分及の資本の部合計||749,615|| 当期純利益 509| (注) 1. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る線延税金負債|として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいてもの表謝をを行って算出しております。同法律第10条に規定する差額は1,947百万円であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,671百万円、延滞債権額は28,245百万円、3ヵ月以上延滞債権額は255百万円、貸出条件緩和債権額は5,671百万円、金の合計額は40,170百万円であります。なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口によっております。なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口によっております。3. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率7,22%(国内基準)4. 動産不動産の減価償却累計額4,201百万円 5. 1株当たり当期純利益金額67円15銭6、1株当たり当期純利益金額67円15銭7、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。8. 担保に供している資産は、有価証券46,979百万円であります。(備考)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



平成15年7月発行

株式会社仙台銀行 企画部 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区-番町二丁目1番1号 TEL 022-225-8241(代) インターネットのホームページアドレス http://www.sendaibank.co.ip